

合併と独占禁止法

制度調査部
堀内 勇世

【要約】

- 合併などの企業結合に、独占禁止法が影響を及ぼすことがある。
- 独占禁止法は、一定の場合には企業結合を禁止しているからである。
- この禁止を実効あらしめるために、一定の企業結合については届出を義務付けている。
- ここでは、合併につき独占禁止法の規制の概略を説明する。

1. 会社の合併と独占禁止法

○独占禁止法（独禁法）は、公正かつ自由な競争を促進するために制定された法律である。

（注1）独占禁止法の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。

○独占禁止法は、会社の株式の取得・所有、役員兼任、会社以外の者の株式の保有又は会社の合併、共同新設分割若しくは吸収分割若しくは事業譲受け等（以下これらを「企業結合」という。）が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による企業結合が行われる場合には、これを禁止している。

○この禁止を実効あらしめるために、合併など場合に、一定の条件の下、届出を義務付けている（独禁法15条等）。

○ここでは合併の事例につき取り上げ、独占禁止法の規制の概略を説明する。

2. 届出の義務

○以下のような合併を行う場合には、あらかじめ、公正取引委員会に合併に関する計画の届出をしなければならない（独禁法15条2項・3項、独禁法施行令16条^(注2)）。

国内会社同士の合併	総資産合計額 ^(注3) （当該会社の総資産に当該会社の国内の親会社・子会社 ^(注4) の総資産を加えた合計金額）100億円超の会社と総資産合計額10億円超の会社の場合
外国会社同士の合併	国内売上高 ^(注5) （当該会社の国内の営業所及び国内の子会社の国内の営業所の最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の合計額）100億円超の会社と国内売上高10億円超の会社の場合

（注2）独禁法施行令の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令」である。

（注3）総資産合計額については、独禁法10条2項で定義されている。

（注4）ここでいう親会社とは、当該会社の50%超の議決権を直接保有する会社のことである（独禁法10条2項では親会社という語句を用いていないが、説明の都合上、親会社という語句を用いている。）。また、子会社とは、当該会社が50%超の議決権を直接保有する会社のことである（独禁法2条10項）。

（注5）国内売上高については、独禁法10条3項で定義されている。

○なお、親・子会社間及び共通の親会社を有する兄弟会社間^(注6)の合併は、届出が不要とされている（独禁法15条2項・3項）。

（注6）ここでいう共通の親会社を有する兄弟会社間の合併とは、合併会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有する会社が同一の会社である場合の合併のことである（独禁法15条2項・3項では兄弟会社という語句を用いていないが、説明の都合上、兄弟会社という語句を用いている。）。

3. 届出後

(1) 禁止期間

○会社は、合併の届出受理の日から30日を経過するまでは、合併をしてはならない（「合併の禁止期間」、独禁法15条4項）。

○なお、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、この期間を短縮することができる^(注7)。

（注7）短縮の判断の基準は、後述の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の「（付2）」に掲載されている。

(2) 合併の審査期間

○上記の合併の禁止期間は、公正取引委員会により審査が行われる期間（「審査期間」ともなる。

- ただし、届出受理後、上記の合併の禁止期間内に、審査に必要な報告、情報又は資料の提出を求めた場合には、届出受理後 120 日を経過した日と公正取引委員会が提出を要請した追加報告等を受理した日から 90 日を経過した日のいずれか遅い日までの期間が、審査期間とされる（独禁法 15 条 5 項）。
- そして、問題点を解消する等の措置を当事者である会社に命じる場合には、原則として、以上の審査期間内に、公正取引委員会は上記の措置を命じる通知を行うこととされている（独禁法 15 条 5 項）。
- なお、独占禁止法上の禁止規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合には、公正取引委員会は、期限から 1 年以内であれば、問題点を解消する等の措置を当事者である会社に命じる通知を行うことができる（独禁法 15 条 6 項）。

4. 判断の基準

- 合併などの企業結合が禁止されるものか否かの予測可能性を高めるため、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」というガイドラインが規定されている。
- このガイドラインは、今年、平成 19 年（2007 年）3 月 28 日に内容・改正されている^(注8)。

(注8) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改正については、公正取引委員会のホームページ (<http://www.jftc.go.jp/ma/kaisei.html>) 参照。

5. 事前相談

- 具体的な合併計画に関し、独禁法上の届出を行う前に、当該計画が独禁法の規定に照らして問題があるか否かについて、公正取引委員会に相談するということが行われている（「事前相談」）。
- この事前相談についても、ガイドラインが規定されている。「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」である。
- このガイドラインも、今年、平成 19 年（2007 年）3 月 28 日に改正されている^(注9)。

(注8) 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」の内容・改正については、公正取引委員会のホームページ (<http://www.jftc.go.jp/ma/jizen.html>) 参照。